２　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添えて提出しなければならない。

一　定款

二　登記事項証明書

三　情報利用等適正化業務の実施の方法を記載した書類

四　情報利用等適正化業務を適確に行うに足りる知識及び能力を有することを明らかにする書類

五　最近の事業年度（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立の時）における財産目録その他の財産的基礎を有することを明らかにする書類

六　役員の履歴書及び住民票の抄本又はこれに代わる書類

七　役員の旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和四十二年政令第二百九十二号）第三十条の十三に規定する旧氏をいう。）及び名を当該役員の氏名に併せて前項の申請書に記載した場合において、前号に掲げる書類が当該旧氏及び名を証するものでないときは、当該旧氏及び名を証する書類

３　経済産業大臣は、第一項の申請書を提出した者に対し、前項各号に掲げる書類のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

（認定電気使用者情報利用者等協会への報告）

第四十七条の十の三　法第三十七条の八第一項の経済産業省令で定める情報は、電気供給事業者間の適正な競争関係を阻害し、又は阻害するおそれがある情報とする。

［新設］

（経済産業大臣による情報提供）

第四十七条の十の四　法第三十七条の十二の経済産業省令で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一　法に基づく報告書若しくは資料の求め又は立入検査の結果及びその内容に関する事項

二　法若しくは法に基づく命令又はこれらに基づく処分の内容に関する事項

三　電気使用者情報の利用及び提供に関する電気供給事業者及び電気の使用者からの苦情並びにその苦情の処理に関する事項

四　その他情報利用等適正化業務を適正に行うために経済産業大臣が必要と認める事項

［新設］

（火力発電所の原動力）

第四十七条の十二　令第四十六条第三項の表第十三号（二）の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。

第四十八条の二　法第三十八条第三項第五号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　［略］

二　一般送配電事業者が離島等供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

（保安規程）

第五十条　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

一　事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業、配電事業又は発電事業（法第三十八条第三項第五号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの

二　［略］

２～９　［略］

（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

第五十六条の二　令第三十七条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］

（火力発電所の原動力）

第四十七条の十二　令第二十七条第三項の表第十三号（二）の経済産業省令で定めるものは、スターリングエンジン又はこれに準ずるものとする。

第四十八条の二　法第三十八条第三項第四号の主務省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　［略］

二　一般送配電事業者が離島供給の用に供するため又はその供給する電気の電圧及び周波数の値を一定の値に維持するため、当該一般送配電事業者が維持し、及び運用するものであること。

（保安規程）

第五十条　法第四十二条第一項の保安規程は、次の各号に掲げる事業用電気工作物の種類ごとに定めるものとする。

一　事業用電気工作物であって、一般送配電事業、送電事業又は発電事業（法第三十八条第三項第四号に掲げる事業に限る。次項において同じ。）の用に供するもの

二　［略］

２～９　［略］

（免状交付事務に係る委託契約書の記載事項）

第五十六条の二　令第十八条第一号二の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一・二　［略］